年度) の策定と、(仮) まちづ興計画(平成18年度~平成27

ていこうとするものいて、町民の意見な

のです

て、町民の意見を反映させい基本条例の制定過程にお

■調査結果から

町民意識調査結果から

17・9%、次いで地域コミュが最も満足度が低くマイナスが最も満足度が低くマイナスの損を強いないで地域コミューが最も満足度では、行財政分野では、行財政分野では、行財政分野でとの 順で低くなっています 満足度の低い分野は、これ 集計結果をまとめてみると、

の関係を十分に検証することでの取組内容と町民ニーズと次振興計画に向けて、これま 次振興計画に向けて、これまがあります。このため、第5の期待に応えていない可能性業が成果につながらず、町民 が必要です。 までの実施してきた施策や事 また、 項目別でみると、

商業・公共交通・雇用機会・組みが町民から評価されていく、これまで実施してきた取く、これまで実施してきた取 住宅供給・市街地整備などは 満足度が低く、 施策や事業の進捗度合い定度が低く、これらの項目

次いで自然環境分野、都市基祉分野が56・3%と最も高く、保健医療福 7分野ごとの平均

まちの将来像を協議する

まちづく

り季員会発足

信託

議会

豊かな地域社会 (コミュニティ)

■仮まちづくり基本条例の制定

分権社会における自治のしくみ

町民

協働

信託

町長

情報

参加

ることが必要です。 中で特に重視して施策を講じ これらの分野は、5次計画の 盤分野の順になっています。

は、5次計画の中で施策や事うかがえます、これらの項目の対応、安心できる地域社会の対応、安心できる地域社会の対応、安心できる地域社会の対応、安心できる地域社会 業を重点的に講じていくこと 療体制・障害者福祉・高粋また、項目別にみると、 が必要です。 齢化社会への対応、 充実などは優先度が高く、 福祉・教育環境・防犯体制 少子化へ高く、高 高齢

とと、 が求められています。

さんの声を反映させながら、ることはできませんでしたが、ることはできませんでしたが、 **町民満足度がさらに向上する** 

な内容になるよう改善するこなどを検証して、一層効果的などを検証して、一層効果的らの項目に関係する施策や事度が高くなっています。これ 満足度が低く、なおかつ優先策・公共交通の充実などは、福祉・防犯体制・交通安全対 さらに、 重点的に実施すること

## ■終わりに

の者医

医療体制 障害者

水道、

温泉活用、

地産地消、

# 新たな振興計画の策定作業がスタート

## ○総合計画って何?

〇町民参加による

集を行い、現在のまちづく 意識調査など基礎情報の収 ます。策定期間は17年度ま めざす将来像と目標を定め、 実現するための具体的な を実現するための具体的な を実現するための具体的な を実現するだめの具体的な を実現するだめの基本的な施 町の将来の姿を描き、めざす りの計画です。振興計画は、 を体系的に定めたまちづく 実現に向け、 考え方や方策 抽き、その

申、町議会での寄せ、 での答 画素案が固まり、その後、くりに取り組み、8月に計 りを客観的に把握します。 \* \* \* \* \* \* \* \* \* \* 進展、地球規模の環境問題口減少の到来、高度情報化の少子・高齢化の進行や人 など社会情勢の大変革期に

られます。 意見確認など、多様な手法 ため、町民意識調査、中学生に対 する作文募集、まちづくり 委員会・懇談会を通しての 委員会・懇談会を通しての に立つて策定を進めます。 点施策の推進など6つの視点施策の推進など6つの視 点施策の推進など6つの視点がである。 定に当たっては、新しい行政 定に当たっては、新しい行政 を取り入れ、 このため、 町民参加によ

## では町全体の課題解決に向けでは町全体の課題解決に向けて、「まちづくり委員会」のけて、「まちづくり委員会」では地域課題の解決にしています。「地域づくり委町民主体のまちづくり」を進 の制度として うした町民参加によるまちづ ての意見交換を進めます。 くりをさらに進めていくため 町では、「町民参加による 仮 まちづく

本になり とがことによる とりが自ら考え、 まちづくりは、 「自治」 行動するこ 町民一人ひ たち が基 0)

れました。委員会の委員は、トレーニングセンターで行わ委員会」が1月28日、農業者

を進めるための

町民参加に

よるまちづくり 「まちづくり

> ていきます。 り基本条例」

> > の制定を検討

ていただいた方で構成してい域づくり委員会」から選出し

各自治会ごとに設置した「地

議会の議決後、認のうえ、最終

ち(地域社会)をどのように 築いていくか、地域を構成する町民が互いに守っていく、 基本のルールを文章化します。 条例には、町民の権利や責務、行政の説明責任や行政評価の実施、町民が施策などについて意見を述べる町民意思表明(パブリック・コメント)、住民投票制度などを盛り込む方針です。町は、まちづくり都定過程の中で意見をいただきながら素案をまとめ、まちづくり懇談会などでの意見確い。 決後、平成18年度か、最終案をまとめ、

ご意見などをお寄せください。 が条例の策定状況については、 や条例の策定状況については、 が条例の策定状況については、 がの施行を目指します。

## 行政

では、協力して働くこと)をでは、協力して働くこと)を に取り組むこと (広辞苑 任を共有し、連携してまちづ主体が、互いに尊重し合い責いの各

**11** 2005.3 広報はが